

平成 31 年 4 月 21 日執行  
大津市議会議員一般選挙

公費負担制度のしおり

大津市選挙管理委員会

## 目 次

1 公費負担の対象と限度額	2 ページ
(1) 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担	2 ページ
(2) 選挙運動用ピラの作成に係る公費負担	3 ページ
(3) 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担	3 ページ
(4) 公費負担の対象とならない場合	4 ページ
2 公費負担の手続	4 ページ
(1) 選挙運動用自動車の使用の公費負担に係る手続き	4 ページ
① 有償契約の締結、契約締結の届出並びに確認申請等	
② 選挙運動用自動車の使用に係る証明書の提出	
③ 選挙運動用自動車の使用に係る公費の請求	
④ 選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払	
(2) 選挙運動用ピラ及びポスターの作成に係る公費負担に係る手続き	6 ページ
① 有償契約の締結及び届出	
② 選挙運動用ピラ及びポスターの作成証明書の提出	
③ 選挙運動用ピラ及びポスターの作成に係る公費の請求	
④ 選挙運動用ピラ及びポスターの作成に係る公費の支払	
3 選挙運動収支報告書への計上	8 ページ
確認書の様式	
選挙運動用自動車の燃料代金確認書（様式第27号）	9 ページ
選挙運動用ピラの作成枚数の確認書（様式第34号）	10 ページ
選挙運動用ポスターの作成枚数の確認書（様式第39号）	11 ページ
選挙公営届出関係諸用紙一覧	12 ページ
事前審査日に提出をお願いする書類	14 ページ
公費負担の手続図	15 ページ
1 選挙運動用自動車の使用の公費負担	
(1) 運送契約（ハイヤー方式）、自動車借入契約（レンタル方式）	
(2) 燃料供給契約（レンタル方式）	
(3) 運転手雇用契約（レンタル方式）	
2 選挙運動用ピラの作成の公費負担	
3 選挙運動用ポスター作成の公費負担	
選挙公営届出関係諸用紙	別冊
選挙公営届出関係諸用紙記載例	別冊
選挙運動用自動車の燃料供給契約を締結された事業者の方へ	別紙

## 1 公費負担の対象と限度額

大津市議会議員の選挙に関して、公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、同法第141条第1項の自動車の使用、同法第142条第1項第6号のピラの作成に係る費用及び同法第143条第1項第5号のポスターの作成に係る費用について、「大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」で定める額を限度に大津市が負担するものです。

### (1) 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担

公費負担の対象となる選挙運動用自動車は、公職選挙法第141条第1項に規定する主として選挙運動のために使用される自動車（候補者1人につき1台に限る。）です。

公費負担の対象となるのは、立候補の届出のあった日から当該選挙期日の前日（公職選挙法第100条第4項の規定により投票を行わないととなったときは、その事由が生じた日）までの間の選挙運動用自動車の使用に関する経費です。

選挙運動用自動車の使用に関する経費とは、自動車の借入、燃料の供給及び運転手の雇用に要する経費です。

公費負担を受けるためには、候補者は選挙運動用自動車の使用について有償契約を締結することが必要です。

次のア、イのいずれかの方式を選択していただくこととなります。

ただし、同一日にア、イのいずれもの契約が締結されている場合は、当該日は候補者が指定するいずれかの契約のみが締結されているものとみなします。

ア 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者と運送契約（有償）を締結して使用する方式（ハイヤー方式）

イ 上記以外の者と自動車借入契約（有償）、燃料供給契約（有償）及び運転手雇用契約（有償）をそれぞれ締結して使用する方式（レンタル方式）

ただし、契約相手方が候補者と生計を一にする親族にあっては当該業務を業として行う者に限ります。

#### ア ハイヤー方式

契約の種別	公費負担対象となる金額	限度額
運送契約 (自動車借入、燃料供給及び運転手雇用の一括契約)	候補者が届け出た運送契約に基づき選挙運動用自動車として使用された各日について、その使用に対して支払うべき金額 (同一の日に2台以上使用される場合は、候補者が指定するいずれか1台に限る。)	1日あたり 64,500円

## イ レンタル方式

契約の種別	公費負担対象となる金額	限度額
自動車借入 契約	候補者が届け出た自動車借入契約に基づき選挙運動用自動車として使用された各日について、その使用に対し支払うべき金額の合計金額 (同一の日に2台以上使用される場合は、候補者が指定するいずれか1台に限る。)	1日あたり 15,800円
燃料供給契約	候補者が届け出た燃料供給契約及び燃料代金確認申請に基づき、選挙管理委員会が交付した燃料代金確認書に記載された車両番号の車への給油代金で、確認金額以内のもの	確認金額 総額7日間 52,920円 (1日7,560円)
運転手雇用 契約	候補者が届け出た選挙運動用自動車の運転手の雇用契約に基づき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額の合計金額 (同一の日に2人以上雇用される場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)	1日あたり 12,500円

### (2) 選挙運動用ピラの作成に係る公費負担

公費負担の対象は、公職選挙法第142条第1項第6号に規定するピラの作成に係る費用です。

公費負担を受けるためには、候補者は選挙運動用ピラの作成について有償契約を締結することが必要です。

公費負担となる金額は、ピラの作成を業とする者との契約に基づき作成された1枚あたりの作成単価に、候補者が届け出たピラ作成契約及びピラ作成枚数確認申請に基づき選挙管理委員会が交付する作成枚数の確認書に記載された確認枚数を乗じて得た金額です。

作成単価及び確認枚数はそれぞれ次のとおり限度が設けられています。

作成単価の限度額	7円51銭
確認枚数の限度	4,000枚

### (3) 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担

公費負担の対象は、公職選挙法第143条第1項第5号に規定するポスターの作成に係る費用です。

公費負担を受けるためには、候補者は選挙運動用ポスターの作成について有償契約を締結することが必要です。

公費負担となる金額は、ポスターの作成を業とする者との契約に基づき作成された1枚あたりの作成単価に、候補者が届け出たポスター作成契約締結の届出書及びポス

ター作成枚数確認申請に基づき選挙管理委員会が交付した作成枚数の確認書に記載された確認枚数を乗じて得た金額です。

作成単価及び確認枚数はそれぞれ次のとおり限度が設けられています。

単価の限度	573,030 円+27 円 50 錢×(ポスター掲示場の数-500) ポスター掲示場の数 (1 円未満の端数は切り上げ)
確認枚数の限度	ポスター掲示場の数 (661箇所予定)

#### (4) 公費負担の対象とならない場合

候補者に係る供託物が公職選挙法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により大津市に帰属することとなった場合、公費負担の対象となりません。候補者が契約の相手方に全額を支払うこととなります。

これは、得票数が「有効投票総数÷38×1/10」に達しない候補者が該当します。

## 2 公費負担の手続

### (1) 選挙運動用自動車の使用の公費負担に係る手続き

#### ① 有償契約の締結、契約締結の届出並びに確認申請等

公費負担条例第2条の規定の適用を受けようとする候補者は、選挙運動用自動車の使用に際し有償契約を締結し、契約締結後直ちに（立候補の届け出前に当該契約を締結した場合は立候補届出後直ちに）、次に掲げる届出書、添付書類並びに公費負担となる燃料代金の確認のため燃料供給事業者ごとに作成した申請書を、大津市選挙管理委員会に提出してください。

有償契約は、実際に使用する期間、数量、金額（予定額）で締結してください。

なお、以下の書類は、できるだけ事前審査の際にご持参ください。

#### ア ハイヤー方式の場合

＜提出書類＞

選挙運動用自動車（ハイヤー方式）の使用に係る契約の締結の届出書（様式第24号）

添付書類・・・選挙運動用自動車運送（ハイヤー方式）契約書及び見積書の各写し

#### イ レンタル方式の場合

＜提出書類＞

選挙運動用自動車（レンタル方式）の使用に係る契約の締結の届出書（様式第25号）

選挙運動用自動車の燃料代金確認申請書（様式第26号）

添付書類・・・選挙運動用自動車賃貸借（レンタル方式）契約書及び車検証の各写し

選挙運動用自動車燃料供給契約書及び見積書の各写し

選挙運動用自動車運転手雇用契約書の写し

レンタル方式については、候補者からの選挙運動用自動車の燃料代金の確認申請

に基づき、大津市選挙管理委員会から候補者に「選挙運動用自動車の燃料代金確認書」を交付しますので、候補者は直ちに燃料供給業者に提出してください。

交付を受けた確認書に記載された車両番号の自動車に確認金額の範囲内でおこなった給油に限り公費負担の対象となります。

候補者は給油の際、供給日、供給量、供給金額及び供給した自動車のナンバープレートの下4桁の数字を記入した給油伝票を、燃料供給業者から受け取り大切に保管してください。選挙運動期間終了後、「選挙運動用自動車燃料供給証明書」を作成し燃料供給業者に提出する際、給油伝票の写しを添付することとなります。

添付がない場合は、お支払手続きができません。

なお、燃料供給事業者には、別添の「選挙運動用自動車の燃料供給契約を締結された事業者の方へ」を候補者から契約締結時に渡していただき、手続きについてのご理解をいただきますようお願いします。

## ② 選挙運動用自動車の使用に係る証明書の提出

候補者は、選挙運動期間終了後直ちに、届出をした有償契約によるハイヤー方式又はレンタル方式による選挙運動用自動車の使用実績に基づき、契約ごとに、次に掲げる証明書を作成し、燃料供給については給油伝票の写しを添付して、それぞれ当該契約の相手方に提出してください。

### ア ハイヤー方式の場合

〈提出書類〉

**選挙運動用自動車使用証明書(様式第28号)**

### イ レンタル方式の場合

〈提出書類〉

**選挙運動用自動車使用証明書(様式第28号)**

**選挙運動用自動車燃料供給証明書(様式第29号)**

添付書類・・・給油伝票の写し(4桁の車両番号、給油量及び販売金額が記入されているもの)

**選挙運動用自動車運転手雇用証明書(様式第30号)**

\* 契約が複数人の場合は、契約した相手ごとに作成すること。

## ③ 選挙運動用自動車の使用に係る公費の請求

候補者と選挙運動用自動車の使用に係る有償契約を締結した者は、候補者から前号に掲げる証明書の提出を受けた後、次に掲げる契約の区分ごとに記載された請求書及び請求内訳書並びに添付書類を、4月23日に大津市選挙管理委員会へ電話で確認のうえ、その指示に基づき提出してください。

候補者の供託物が大津市に帰属することとなった場合、公費負担の対象外となり、候補者と選挙運動用自動車の使用に係る有償契約を締結した者は大津市に請求できません。

ア ハイヤー方式の場合

<提出書類>

- 自動車運送契約

選挙運動用自動車の使用に係る請求書(様式第31号)・請求内訳書(別紙1)

添付書類・・・候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(様式第28号)

イ レンタル方式の場合

<提出書類>

- 自動車借入契約

選挙運動用自動車の使用に係る請求書(様式第31号)・請求内訳書(別紙2)

添付書類・・・候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(様式第28号)

- 燃料供給契約

選挙運動用自動車の使用に係る請求書(様式第31号)・請求内訳書(別紙2の2)

添付書類・・・候補者から受領した選挙運動用自動車の燃料代金確認書(様式第27号)

候補者から受領した選挙運動用自動車燃料供給証明書(様式第29号)(給油伝票の写し)

- 運転手雇用契約

選挙運動用自動車の使用に係る請求書(様式第31号)・請求内訳書(別紙2の3)

添付書類・・・候補者から受領した選挙運動用自動車運転手雇用証明書(様式第30号)

注1 請求書には、法人の場合、会社印と代表者印の両方の押印が必要です。

注2 候補者の供託物が大津市に帰属することとなった場合はその全額が、大津市に帰属しない場合は公費負担額を超える金額が、それぞれ候補者の負担となりますので、当該額については候補者に直接請求し、候補者が支払うこととなります。

#### ④ 選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払

公費負担の支払いについては、候補者の供託物が大津市に帰属しない場合に、候補者と選挙運動用自動車の使用に係る有償契約を締結した者からの適法な請求を受理した後30日以内に、大津市が直接口座振込みによりお支払いします。

※ 候補者の供託物が大津市に帰属するか否かは、当該選挙に係る選挙及び当選の効力が確定することが必要となります。

選挙及び当選の効力の確定は、公職選挙法第202条に規定する選挙の効力に関する異議の申出期間(選挙の日から14日以内。期限の日が休日の場合はその翌日)及び公職選挙法第206条に規定する当選の効力に関する異議の申出期間(当選人決定の告示日から14日以内。期限の日が休日の場合はその翌日)のそれぞれの期間内に異議申出がない場合は5月8日を予定しております。

### (2) 選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担に係る手続き

#### ① 有償契約の締結及び届出

公費負担条例第6条及び第9条の規定の適用を受けようとする候補者は、選挙運動用ピラ及び選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、契約締結後直ちに(立候補の届け出前に当該契約を締結した場合は立候補届け出後直ちに)、次に掲げる書類を、選挙管理委員会に提出してください。  
有償契約は、実際に作成する数量、金額で締結してください。

○ 選挙運動用ピラ

選挙運動用ピラ作成に係る契約の締結の届出書(様式第32号)

選挙運動用ピラの作成枚数の確認申請書(様式第33号)

添付書類・・・選挙運動用ピラ作成契約書及び見積書の写し

○ 選挙運動用ポスター

選挙運動用ポスターの作成に係る契約の締結の届出書(様式第37号)

選挙運動用ポスターの作成枚数の確認申請書(様式第38号)

添付書類・・・選挙運動用ポスター作成契約書及び見積書の写し

選挙管理委員会は、候補者から選挙運動用ピラ及び選挙運動用ポスターの作成枚数の確認申請があった場合、申請に係るピラ及びポスターの作成枚数の確認後、候補者に「選挙運動用ピラの作成枚数確認書」及び「選挙運動用ポスターの作成枚数の確認書」を交付しますので、候補者は直ちに当該確認書をピラ又はポスター作成業者に提出してください。

② 選挙運動用ピラ及び選挙運動用ポスターの作成証明書の提出

候補者は、選挙運動期間終了後直ちに、届出をした有償契約による選挙運動用ピラ及び選挙運動用ポスターの作成実績に基づき、契約ごとに、次に掲げる証明書を作成し、納品書の写しを添付して、それぞれ当該契約の相手方に提出しなければなりません。

○ 選挙運動用ピラ

選挙運動用ピラ作成証明書(様式第35号)

添付書類・・・納品書の写し

○ 選挙運動用ポスター

選挙運動用ポスター作成証明書(様式第40号)

添付書類・・・納品書の写し

③ 選挙運動用ピラ又は選挙運動用ポスターの作成に係る公費の請求

候補者と選挙運動用ピラ又は選挙運動用ポスターの作成に係る有償契約を締結した者は、候補者から前号に掲げる証明書の提出を受けた後、次に掲げる請求書と添付書類を選挙管理委員会に提出してください。

○ 選挙運動用ピラ

選挙運動用ピラの作成に係る請求書(様式第36号)、請求内訳書(別紙)

添付書類・・・選挙運動用ピラ作成枚数確認書(様式第34号)

選挙運動用ピラ作成証明書（様式第35号）（納品書の写しが添付されたもの）

○ 選挙運動用ポスター

選挙運動用ポスターの作成に係る請求書（様式第41号）、請求内訳書（別紙）

添付書類・・・選挙運動用ポスターの作成枚数の確認書（様式第39号）

選挙運動用ポスター作成証明書（様式第40号）（納品書の写しが添付添付されたもの）

（3）公費の支払方法

① 公費の支払いは、候補者の供託物が没収されない場合、有償契約を締結した者からの適法な請求に基づき、選挙及び当選の効力が確定した後30日以内に大津市が直接口座振込みにより支払います。請求が、選挙及び当選の効力が確定した後にあった場合は、当該請求を受理した後30日以内に支払います。

（注）公費の支払いは、選挙の期日後すぐにできるものではなく、選挙及び当選の効力が確定した後に支払いの手続きを始めることになりますので、請求後直ちに支払われるものではないことをご了承いただくとともに、契約業者にもその旨ご周知ください。

② 候補者の供託物が没収された場合はその全額が、没収されない場合であっても公費負担額を超える金額は、候補者の負担となりますので、有償契約を締結した者は、当該金額については直接候補者に請求することとなります。

③ 請求書には、契約書と同じ印を押印してください。法人の場合は、会社印と代表者印の両方の印が必要です。

3 選挙運動費用収支報告書への計上

（1）選挙運動用自動車を使用するために要した費用は、公職選挙法第197条第2項の規定により選挙運動に関する支出でないものとみなされるため、選挙運動費用収支報告において支出に計上する必要はありません。

（2）選挙運動用ピラ及び選挙運動用ポスターの作成に要した費用は、選挙運動に関する支出であるため、選挙運動費用収支報告において、公費負担分を含めた全額を支出に計上しなければなりません。

確認番号

選挙運動用自動車の燃料代金確認書

大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代金は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

平成 年 月 日

大津市選挙管理委員会

委員長

印

記

1 平成31年4月21日執行 大津市議会議員一般選挙

2 候補者の氏名

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 確認金額

円

5 燃料供給業者名

備考1 この確認書は、燃料代金について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。

2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、大津市に支払を請求することはできません。

選挙運動用ピラの作成枚数の確認書

確認番号

大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ピラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

平成 年 月 日

大津市選挙管理委員会

委員長

印

記

1 平成31年4月21日執行 大津市議会議員一般選挙

2 候補者の氏名

3 確 認 枚 数

枚

4 契約業者名

備考1 この確認書は、選挙運動用ピラ作成枚数について確認を受けた候補者からピラ作成業者に提出してください。

- 2 この確認書を受領したピラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ピラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ピラ作成業者は、大津市に支払を請求することはできません。

選挙運動用ポスターの作成枚数の確認書

確認番号

大津市議會議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

平成 年 月 日

大津市選挙管理委員会

委員長

印

記

1 平成31年4月21日執行 大津市議會議員一般選挙

2 候補者の氏名

3 確 認 枚 数

枚

4 契約業者名

備考1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。

- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、大津市に支払を請求することはできません。

## 選挙公営届出関係諸用紙一覧

※「選挙公営届出関係諸用紙」をご確認ください。

### ○ 選挙運動用自動車運送（ハイヤー方式）※ 1~5 ページ

- ・ 選挙運動用自動車運送（ハイヤー方式）契約書・・・・候補者、業者で保有
- ・ 選挙運動用自動車（ハイヤー方式）の使用に係る契約の締結の届出書（様式第 24 号）  
候補者（記入） ⇒ 選管
- ・ 選挙運動用自動車使用証明書（様式第 28 号）  
候補者（記入） ⇒ 契約業者（請求書に添付） ⇒ 選管
- ・ 選挙運動用自動車の使用に係る請求書（様式第 31 号）・請求内訳書（別紙 1 ）  
候補者 ⇒ 契約業者（記入） ⇒ 選管

### ○ 選挙運動用自動車運送（レンタル方式）※ 6~10 ページ

- ・ 選挙運動用自動車貸借（レンタル方式）契約書・・・・候補者、業者等で保有
- ・ 選挙運動用自動車（レンタル方式）の使用に係る契約の締結の届出書（様式第 25 号）  
候補者（記入） ⇒ 選管

※ この届出書には、レンタル方式の「自動車の借り入れ」「運転手の雇用」「燃料代金」の契約の相手方を記入してください。

- ・ 選挙運動用自動車使用証明書（様式第 28 号）  
候補者（記入） ⇒ 契約業者等（請求書に添付） ⇒ 選管
- ・ 選挙運動用自動車の使用に係る請求書（様式第 31 号）・請求内訳書（別紙 2 ）  
候補者 ⇒ 契約業者等（記入） ⇒ 選管

### ○ 選挙運動用自動車燃料供給※ 11~15 ページ

- ・ 選挙運動用自動車燃料供給契約書・・・・候補者、業者で保有
- ・ 選挙運動用自動車の燃料代金確認申請書（様式第 26 号）  
候補者（記入） ⇒ 選管
- ・ 選挙運動用自動車の燃料代金確認書（様式第 27 号）※選管発行分 しおり 9 リンク参照  
選管（記入） ⇒ 候補者 ⇒ 契約業者（請求書に添付） ⇒ 選管
- ・ 選挙運動用自動車燃料供給証明書（様式第 29 号）  
候補者（記入） ⇒ 契約業者（請求書に添付） ⇒ 選管
- ・ 選挙運動用自動車の使用に係る請求書（様式第 31 号）・請求内訳書（別紙 2 の 2 ）  
候補者 ⇒ 契約業者（記入） ⇒ 選管

### ○ 選挙運動用自動車運転手雇用※ 16~19 ページ

- ・ 選挙運動用自動車運転手雇用契約書・・・・候補者、運転手で保有
- ・ 選挙運動用自動車運転手雇用証明書（様式第 30 号）

- 候補者（記入） ⇒ 選管  
 選挙運動用自動車の使用に係る請求書(様式第31号)・請求内訳書(別紙2の3)  
 候補者 ⇒ 選管

◎ 選挙運動用ピラ作成 ※20~25ページ

- 選挙運動用ピラ作成契約書···候補者、業者で保有
- 選挙運動用ピラの作成に係る契約の締結の届出書(様式第32号)  
 候補者（記入） ⇒ 選管
- 選挙運動用ピラの作成枚数の確認申請書(様式第33号)  
 候補者（記入） ⇒ 選管
- 選挙運動用ピラの作成枚数の確認書(様式第34号) ※選管発行分 しおり10番参照  
 選管（記入） ⇒ 候補者 ⇒ 契約業者（請求書に添付） ⇒ 選管
- 選挙運動用ピラ作成証明書(様式第35号)  
 候補者（記入） ⇒ 契約業者（請求書に添付） ⇒ 選管
- 選挙運動用ピラの作成に係る請求書(様式第36号)・請求内訳書(別紙)  
 候補者 ⇒ 契約業者（記入） ⇒ 選管

◎ 選挙運動用ポスター作成 ※26~31ページ

- 選挙運動用ポスター作成契約書···候補者、業者で保有
- 選挙運動用ポスターの作成に係る契約の締結の届出書(様式第37号)  
 候補者（記入） ⇒ 選管
- 選挙運動用ポスターの作成枚数の確認申請書(様式第38号)  
 候補者（記入） ⇒ 選管
- 選挙運動用ポスターの作成枚数の確認書(様式第39号) ※選管発行分 しおり11番参照  
 選管（記入） ⇒ 候補者 ⇒ 契約業者（請求書に添付） ⇒ 選管
- 選挙運動用ポスター作成証明書(様式第40号)  
 候補者（記入） ⇒ 契約業者（請求書に添付） ⇒ 選管
- 選挙運動用ポスターの作成に係る請求書(様式第41号)・請求内訳書(別紙)  
 候補者 ⇒ 契約業者（記入） ⇒ 選管

## 事前審査日に提出をお願いする書類

### 選挙運動用自動車の使用(ハイヤー方式)

- 〔 ○ 選挙運動用自動車(ハイヤー方式)の使用に係る契約の締結の届出書(様式第24号)  
選挙運動用自動車運送(ハイヤー方式)契約書(写し)及び見積書(写し)

### 選挙運動用自動車の使用(レンタル方式)

- 〔 ○ 選挙運動用自動車(レンタル方式)の使用に係る契約の締結の届出書(様式第25号)  
選挙運動用自動車賃貸借(レンタル方式)契約書(写し)及び車検証(写し)  
選挙運動用自動車燃料供給契約書(写し)及び見積書(写し)  
選挙運動用自動車運転手雇用契約書(写し)
- 選挙運動用自動車の燃料代金確認申請書(様式第26号)

### 選挙運動用ピラの作成

- 〔 ○ 選挙運動用ピラの作成に係る契約の締結の届出書(様式第32号)  
選挙運動用ピラ作成契約書(写し)及び見積書(写し)
- 選挙運動用ピラの作成枚数の確認申請書(様式第33号)

### 選挙運動用ポスターの作成

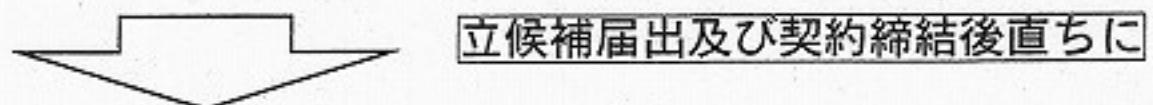
- 〔 ○ 選挙運動用ポスターの作成に係る契約の締結の届出書(様式第37号)  
選挙運動用ポスター作成契約書(写し)及び見積書(写し)
- 選挙運動用ポスターの作成枚数の確認申請書(様式第38号)

# 公費負担の手続図

## 1 選挙運動用自動車の使用の公費負担

(1) 運送契約（ハイヤー方式）、自動車借入契約（レンタル方式）

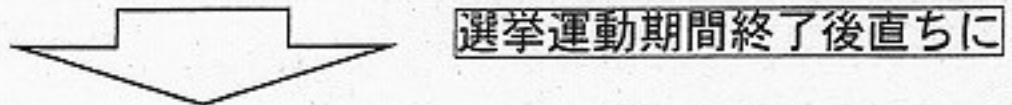
- 有償契約の締結（候補者 ⇄ 契約業者）



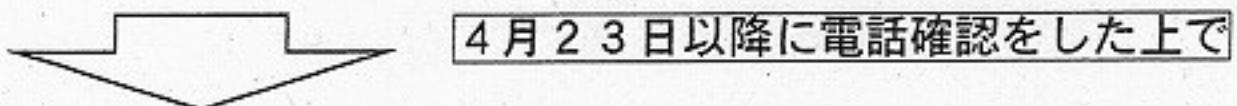
- 契約締結の届出（候補者 ⇒ 大津市選挙管理委員会）  
添付書類 契約書の写し、見積書（レンタル契約の場合は車検証）の写し



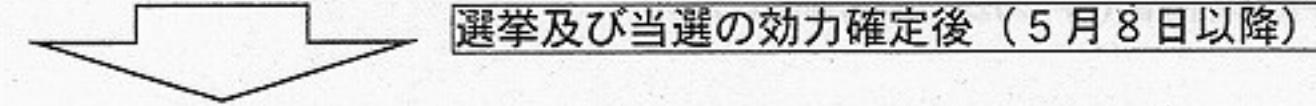
- 契約に基づき選挙運動用自動車の使用（候補者）



- 選挙運動用自動車使用証明書の提出（候補者 ⇒ 契約業者）



- 選挙運動用自動車の使用に係る請求書の提出（契約業者 ⇒ 大津市）  
添付書類 選挙運動用自動車使用証明書



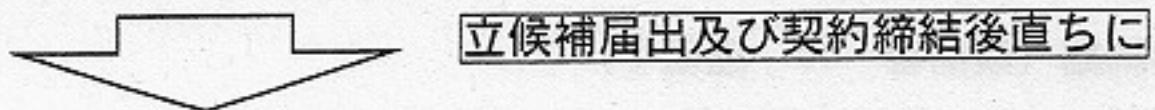
- 公費負担費用の支払い（大津市 ⇒ 契約業者）

候補者の供託物が大津市に帰属しないことが確定した日から30日以内に支払います。

候補者の供託物が大津市に帰属することとなった場合、候補者に請求し、候補者から支払いを受けていただくこととなります。

## (2) 燃料供給契約（レンタル方式）

- 燃料供給契約（有償契約）の締結（候補者 ⇔ 燃料供給業者）



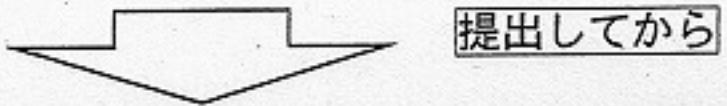
- 契約締結の届出（候補者 ⇒ 大津市選挙管理委員会）  
添付書類 契約書及び見積書の各写し
- 選挙運動用自動車の燃料代金確認申請書の提出（候補者 ⇒ 大津市選挙管理委員会）



- 選挙運動用自動車の燃料代金確認書の交付（大津市選挙管理委員会 ⇒ 候補者）



- 選挙運動用自動車の燃料代金確認書の提出（候補者 ⇒ 燃料供給業者）



- 契約に基づき給油（燃料供給業者 ⇒ 候補者）

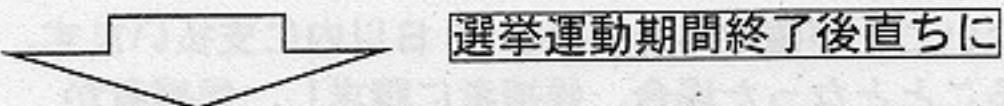
### 公費負担の対象について

選挙運動期間（立候補の届出日から選挙期日の前日まで）外の給油並びに「選挙運動用自動車の燃料代金確認書」に記載された自動車以外への給油及び確認金額を超える給油に要した給油代金は、公費負担の対象となりません（候補者の負担となります）。

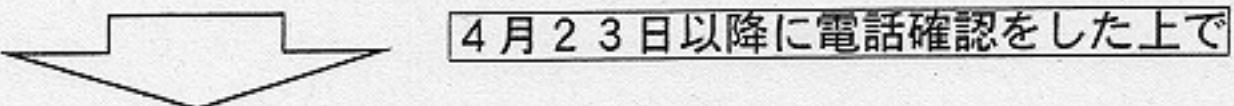
### 給油の際の注意事項

「選挙運動用自動車の燃料代金確認書」に記載された自動車に給油したときは、次の4項目を記載した給油伝票を燃料供給業者から受領してください。

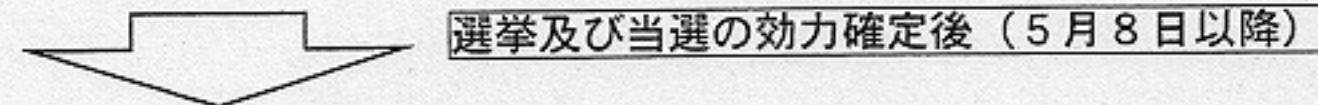
- 1 燃料の供給をした日付
- 2 燃料の供給をした自動車のナンバーの下4けたの数字
- 3 燃料供給量
- 4 燃料供給金額



- 選挙運動用自動車燃料供給証明書の提出（候補者 ⇒ 燃料供給業者）  
添付書類 給油伝票の写し



- 選挙運動用自動車の使用に係る請求書の提出（燃料供給業者 ⇒ 大津市）  
添付書類 1 選挙運動用自動車の燃料代金確認書  
2 選挙運動用自動車燃料供給証明書（給油伝票写しが添付されたもの。）



- 公費負担費用の支払い（大津市 ⇒ 燃料供給業者）  
候補者の供託物が大津市に帰属しないことが確定した日から30日以内に支払います。  
候補者の供託物が大津市に帰属することとなった場合、候補者に請求し、候補者から支払いを受けていただくこととなります。

### (3) 運転手雇用契約（レンタル方式）

- 運転手雇用契約（有償契約）の締結（候補者 ⇄ 運転手）



立候補届出及び契約締結後直ちに

- 契約締結の届出（候補者 ⇒ 運転手）  
添付書類 契約書の写し



- 契約に基づき選挙運動用自動車の運転（運転手）



選挙運動期間終了後直ちに

- 選挙運動用自動車運転手雇用証明書の提出（候補者 ⇒ 運転手）



4月23日以降に電話確認をした上で

- 選挙運動用自動車の使用に係る請求書の提出（運転手 ⇒ 大津市）  
添付書類 選挙運動用自動車運転手雇用証明書



選挙及び当選の効力確定後（5月8日以降）

- 公費負担費用の支払い（大津市 ⇒ 運転手）

候補者の供託物が大津市に帰属しないことが確定した日から30日以内に支払います。

候補者の供託物が大津市に帰属することとなった場合、候補者に請求し、候補者から支払いを受けていただくこととなります。

（選挙日8月23日）大津市代役の担当する投票所

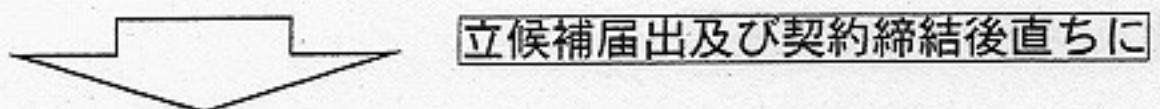
（選挙指揮課（午前市職大））の請求の実費賃金公

支払いは支拂い内日付より1ヶ月以内に請願の市職大指揮課で請け合

合請求書（午前市職大）を提出する。市職大指揮課の請願書

## 2 選挙運動用ビラの作成の公費負担

- ビラ作成契約(有償契約)の締結(候補者 ⇔ ビラ作成業者)



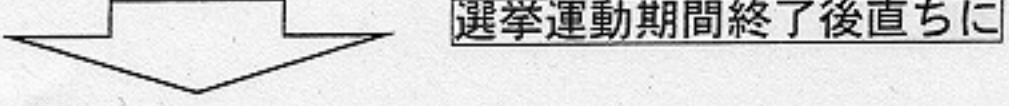
- 契約締結の届出(候補者 ⇒ 大津市選挙管理委員会)  
添付書類 契約書及び見積書の各写し
- 選挙運動用ビラの作成枚数の確認申請書の提出  
(候補者 ⇒ 大津市選挙管理委員会)



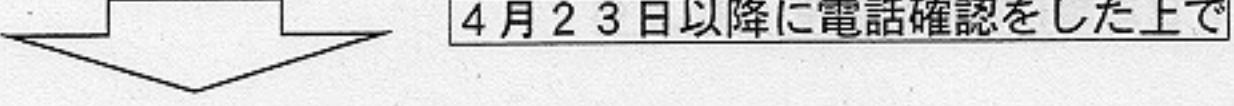
- 選挙運動用ビラの作成枚数の確認書の交付(大津市選挙管理委員会 ⇒ 候補者)



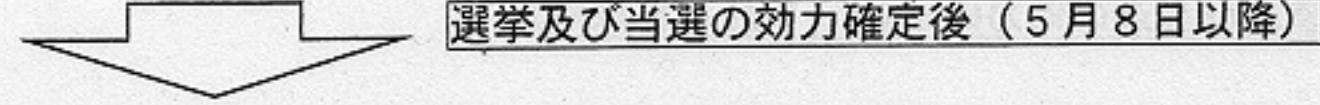
- 選挙運動用ビラの作成枚数の確認書の提出(候補者 ⇒ ビラ作成業者)



- 選挙運動用ビラ作成証明書の提出(候補者 ⇒ ビラ作成業者)  
添付書類 納品書の写し



- 選挙運動用ビラの作成に係る請求書の提出(ビラ作成業者 ⇒ 大津市)  
添付書類 1 選挙運動用ビラの作成枚数の確認書  
2 選挙運動用ビラ作成証明書(納品書の写しが添付されたもの)



- 公費負担費用の支払い(大津市 ⇒ ビラ作成業者)  
候補者の供託物が大津市に帰属しないことが確定した日から30日以内に支払います。  
候補者の供託物が大津市に帰属することとなった場合、候補者に請求し、候補者から支払いを受けていただくこととなります。

### 3 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

- ポスター作成契約(有償契約)の締結(候補者 ⇔ ポスター作成業者)



立候補届出及び契約締結後直ちに

- 契約締結の届出(候補者 ⇒ 大津市選挙管理委員会)  
添付書類 契約書及び見積書の各写し
- 選挙運動用ポスターの作成枚数の確認申請書の提出  
(候補者 ⇒ 大津市選挙管理委員会)



提出後直ちに

- 選挙運動用ポスターの作成枚数の確認書の交付(大津市選挙管理委員会 ⇒ 候補者)



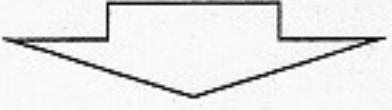
交付後直ちに

- 選挙運動用ポスターの作成枚数の確認書の提出(候補者 ⇒ ポスター作成業者)



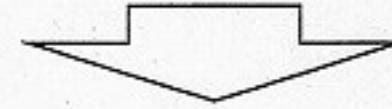
選挙運動期間終了後直ちに

- 選挙運動用ポスター作成証明書の提出(候補者 ⇒ ポスター作成業者)  
添付書類 納品書の写し



4月23日以降に電話確認をした上で

- 選挙運動用ポスターの作成に係る請求書の提出(ポスター作成業者 ⇒ 大津市)  
添付書類 1 選挙運動用ポスターの作成枚数の確認書  
2 選挙運動用ポスター作成証明書(納品書の写しが添付されたもの)



選挙及び当選の効力確定後(5月8日以降)

- 公費負担費用の支払い(大津市 ⇒ ポスター作成業者)  
候補者の供託物が大津市に帰属しないことが確定した日から30日以内に支払います。  
候補者の供託物が大津市に帰属することとなった場合、候補者に請求し、候補者から支払いを受けていただくこととなります。